

一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和元年7月8日

奈良県知事 荒井 正吾

第1 入札に付する調達の内容

- 1 入札物件
共通プリンタ機器の借入れ
- 2 入札物件の数量及び特質
共通プリンタ機器一式
- 3 借入期間
令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
- 4 納入場所
奈良市登大路町30番地
奈良県内の各出先機関

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者
- (3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目「01」の「賃貸業務」に登録している者
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)
電話 0742-27-8908(ダイヤルイン)
- (4) 適合規格審査に合格した者

第3 入札方法

- 1 入札は、1ヶ月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- 3 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

第4 入札書の提出場所等

- 1 郵便による入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合

わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部情報システム課共通基盤運用係（県庁情報管理棟1階）
電話（代表）0742-27-8443（ダイヤルイン）

入札説明書交付期間

令和元年7月8日から令和元年7月24日まで

2 入札説明会の日時及び場所

無

3 入開札の日時及び場所

令和元年8月7日 午前11時

会計局総務課入札室（県庁本庁舎6階）

4 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「共通プリンタ機器の借入れに係る入札書」と朱書して、令和元年8月6日までに到着するようにしてください。

第5 補足

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金とします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は免除します。

第6 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

第7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

第8 契約書作成の要否

要します。

第9 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す適合規格承認申請の手続が必要です。）

第10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る

目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者その相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

第 11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

第 12 その他

詳細は、入札説明書によります。